

○さつま町環境美化推進員要綱

平成17年3月22日

告示第64号

改正 平成26年3月11日告示第28号

(目的)

第1条 この告示は、ごみのポイ捨て等不法投棄のない快適な生活環境づくりを推進し、美しいまちづくりの実現を目指すため、さつま町環境美化推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、生活環境及び公衆衛生の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定数)

第2条 推進員の定数は、25人以下とする。

(選任)

第3条 推進員は、町内に居住している環境美化活動に関心があり、生活環境問題に理解と関心を有する町民の中から、推薦又は公募により選任するものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動業務)

第5条 推進員は、町が実施する環境美化のための施策に積極的に協力するほか、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 原則として町内の指定された区域(以下「指定区域」という。)における町民等への環境美化活動の普及啓発及び指導

(2) 指定区域の巡視活動及びさつま町環境美化条例(平成17年さつま町条例第120号。以下「条例」という。)第9条及び第10条の規定に違反する状況についての定期報告書(第1号様式)の提出

(3) 条例第10条に規定する禁止行為に違反した者(以下「違反者」という。)に対しての必要な措置を求める指導及び啓発

(4) 町が行う環境美化のための施策に対する提言及び要望の報告

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が町の環境美化の推進のため必要と認める事項

2 推進員は、違反者が前項第3号の規定による指導に従わず、その行為が悪質であると認めるときは、町長に対し、禁止行為者報告書(第2号様式)を提出し、適切な措置を講ずるように求

めることができる。

(身分証明書等)

第6条 町長は、推進員に対し、その身分を示す身分証明書(第3号様式)、腕章その他活動のために必要があると認めるものを交付するものとする。

2 推進員は、その活動中、身分証明書及び腕章を携帯するものとし、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(解任)

第7条 町長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても、解任することができる。

(1) 心身の故障により、その職務を遂行することが不可能と認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、推進員として適当でないとき。

(庶務)

第8条 推進員に関する事務は、町民環境課で処理するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の宮之城町環境美化推進員に関する要綱(平成15年宮之城町告示第60号)又は鶴田町環境美化推進員に関する要綱(平成15年鶴田町告示第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月11日告示第28号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

推進員活動状況(定期)報告書	
区名	区
推進員名	氏名
活動状況(啓発, 指導事項)など	
住民の意見及び要望事項	

第2号様式(第5条関係)

禁止行為者報告書	
区 名	区
推 進 員 名	氏 名
違 反 者 の 住 所 , 氏 名 連 絡 先 など	住所 氏名 連絡先
違 反 行 為 の 概 要 な ど	<p>○違反者を発見した日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃</p> <p>○違反に対する指導啓発を行った日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃</p> <p>○違反者を発見した場所 町 大字 番地 番 号</p> <p>○違反の内容</p> <p>○違反行為に対する指導事項と違反者の対応</p>

第3号様式(第6条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
氏 名	写真をはる位置 写真をはる必要がある場合 1 縦30～35mm 横25～30mm 2 本人単身胸から上 3 裏面のりづけ	
生年月日		
年 月 日		
上記の者は、さつま町環境美化推進員要綱第3条の規定によるさつま町環境美化推進員であることを証明する。		
年 月 日交付		
(有効期限 年 月 日)		
さつま町長		

(縦7cm×横10cm)

(裏)

さつま町環境美化推進員要綱(抜すい)
(選任) 第3条 推進員は、町内に居住している環境美化活動に関心があり、生活環境問題に理解と関心を有する町民の中から、推薦又は公募により選任するものとする。 (活動業務) 第5条 推進員は、町が実施する環境美化のための施策に積極的に協力するほか、次に掲げる活動を行うものとする。 (1) 原則として町内の指定された区域(以下「指定区域」という。)における町民等への環境美化活動の普及啓発及び指導 (2) 指定区域の巡視活動及びさつま町環境美化条例(平成17年さつま町条例第120号。以下「条例」という。)第9条及び第10条までの規定に違反する状況についての定期報告書(第1号様式)の提出 (3) 条例第10条に規定する禁止行為に違反した者(以下「違反者」という。)に対しての必要な措置を求める指導及び啓発 (4) 町が行う環境美化のための施策に対する提言及び要望の報告 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が町の環境美化の推進のため必要と認める事項 2 推進員は、違反者が前項第3号の規定による指導に従わず、その行為が悪質であると認めるときは、町長に対し、禁止行為者報告書(第2号様式)を提出し、適切な措置を講ずるように求めることができる。 (身分証明書等) 第6条 町長は、推進員に対し、その身分を示す身分証明書(第3号様式)、腕章その他活動のために必要であると認めるものを交付するものとする。 2 推進員は、その活動中及び身分証明書及び腕章を携帯するものとし、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(縦7cm×横10cm)

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第6条関係)